

明監報第20号

財政援助団体等（大蔵海岸海峡広場・大蔵海岸駐車場・大蔵海岸公園・
明石市立大蔵海岸多目的広場指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)11月9日

明石市監査委員	林	郁	朗		
同	星	川	啓	明	
同	松	井	久	美	子
同	楠	本	美	紀	

財政援助団体等（大蔵海岸海峡広場・大蔵海岸駐車場・大蔵海岸公園・明石市立大蔵海岸多目的広場指定管理者）監査の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
株式会社神戸新聞事業社	大蔵海岸海峡広場・大蔵海岸駐車場・大蔵海岸公園・明石市立大蔵海岸多目的広場	土木交通部海岸課

II 監査の期間

平成28年8月23日から平成28年11月9日まで

III 監査の範囲

主として、平成27年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 大蔵海岸海峡広場・大蔵海岸駐車場・大蔵海岸公園・明石市立大蔵海岸多目的広場

(1) 指定管理者 株式会社神戸新聞事業社

(2) 指定管理者が行う業務

① 大蔵海岸海峡広場

ア 大蔵海岸海峡広場の利用及びその制限に関すること

イ 大蔵海岸海峡広場の維持管理に関すること

ウ その他大蔵海岸海峡広場の管理運営に必要な業務

- エ その他大蔵海岸の利用の活性化に関する業務
 - ② 大蔵海岸駐車場
 - ア 大蔵海岸駐車場の使用料の徴収に関すること
 - イ 大蔵海岸駐車場の維持管理に関すること
 - ウ その他大蔵海岸駐車場の管理運営に必要な業務
 - ③ 大蔵海岸公園
 - ア 大蔵海岸公園及び海浜等の利用及びその制限に関すること
 - イ 大蔵海岸公園及び海浜等の維持管理に関すること
 - ウ その他大蔵海岸公園及び海浜等の管理運営に必要な業務
 - ④ 明石市立大蔵海岸多目的広場（以下「多目的広場」という。）
 - ア 明石市立大蔵海岸多目的広場条例第3条に規定する事業に関すること
 - イ 多目的広場の利用及び制限に関すること
 - ウ 多目的広場の維持管理に関すること
 - エ 多目的広場のランニングステーションの管理運営に関すること
 - オ その他多目的広場の利用の活性化及び管理運営に必要な業務
- (3) 平成27年度指定管理料 123,500,000円
- (4) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。